

1 2 月 1 9 日 (第 4 号)

平成28年第4回豊能町議会定例会会議録目次

平成28年12月19日（第4号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	4
（常任委員会及び特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	…	4
第43号議案	職員の退職管理に関する条例制定の件	
第44号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件	
第45号議案	職員の退職手当に関する条例改正の件	
第46号議案	豊能町特別会計条例改正の件	
第47号議案	豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件	
第48号議案	豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件	
第49号議案	豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件	
第50号議案	指定管理者の指定について	
第51号議案	平成28年度豊能町一般会計補正予算の件	
第52号議案	平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第53号議案	平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第9号認定	平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について	
第54号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件	

- 第 5 5 号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
- 第 5 6 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 5 7 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 5 8 号議案 平成 2 8 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 5 9 号議案 平成 2 8 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件

(報告)

定数報酬特別委員会の報告について……………	1 5
総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について……………	1 5
福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について……………	1 6
町 長 あ い さ つ ……………	1 6
散 会 の 宣 告 ……………	1 7

平成28年第6回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成28年12月19日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 13名

1 番	寺脇 直子	2 番	管野英美子
3 番	永谷 幸弘	4 番	橋本 謙司
5 番	井川 佳子	6 番	高橋 充徳
7 番	小寺 正人	8 番	永並 啓
9 番	竹谷 勝	10 番	福岡 邦彬
11 番	高尾 靖子	12 番	西岡 義克
13 番	川上 勲		

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	池田 勇夫	副 町 長	乾 晃夫
教 育 長	新谷 芳宏	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	南 正好
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	板倉 忠
会 計 管 理 者	今中 泰行		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	吉澤 亘
書 記	増田 稔		

議事日程

平成28年12月19日（月）午後1時00分開議

- 日程第 1
- 第43号議案 職員の退職管理に関する条例制定の件
 - 第44号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
 - 第45号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
 - 第46号議案 豊能町特別会計条例改正の件
 - 第47号議案 豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件
 - 第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
 - 第49号議案 豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件
 - 第50号議案 指定管理者の指定について
 - 第51号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件
 - 第52号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第53号議案 平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第 9号認定 平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について
 - 第54号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
 - 第55号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
 - 第56号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
 - 第57号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
 - 第58号議案 平成28年度豊能町一般会計補正予算の件
 - 第59号議案 平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事

業勘定補正予算の件

- 日程第 2 定数報酬特別委員会の報告について
- 日程第 3 総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 4 福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について

開議 午後1時00分

○議長（福岡邦彬君）

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第43号議案から第59号議案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設水道常任委員会、高尾靖子委員長。

○総務建設水道常任委員会委員長（高尾靖子君）

皆様こんにちは。

平成28年第6回定例会総務建設水道常任委員会の報告をいたします。

12月8日木曜日午前9時半より、委員全員出席のもと、橋本副委員長、寺脇委員、高橋委員、竹谷委員、川上委員、私高尾。委員外出席は福岡議長。このメンバーで慎重審議を行いました。

付託案件は13件でございます。

第43号議案、職員の退職管理に関する条例制定の件でございます。主な質疑として、起業した場合も再就職したのと同じ取り扱いになるのかという質問に対して、起業した場合も再就職と同様の取り扱いとなる。役所等への働きかけを防ぐことが趣旨でありますという答弁でございます。

また、シルバー人材センターは該当しないのかの質問に、シルバー人材センターもNPOも該当しますという答弁です。

続いて、本町の職員ではどこまでが対象なのかという質問に対して、課長級以上の職員を対象としているということです。

また、職員全員を対象でもいいのではな

いかという質問に対して、国・地方で違いがあるけれども、部課長相当職が本町では課長級以上の職員と考えられると。また、課長級以上は影響力が大きいと考えていますという答弁がございました。

討論なし、採決、挙手多数で可決されました。

第45号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件です。

主な質疑としまして、65歳以上の雇用が、本町ではあり得るのかという質問に、まれであります。診療所の医師の定年が65歳なので、考えられますという答弁がありました。討論なし、採決、挙手全員で可決されました。

第46号議案、豊能町特別会計条例改正の件でございます。

主な質疑として生活排水の赤字額は、の問いに、生活排水では1,100万円ほどの赤字がありますということです。

また、下水会計の黒字額はどうかという質問がありました。下水会計では2,000万円ほどの黒字でありますということです。

統合のメリットとしては何があるのかということが質問され、メリットとしては事務の効率化が図れるという答弁がございました。

討論なし、採決、挙手全員で可決されました。

次に第47号議案、豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件です。

主な質疑として、スイッチOTCとは何か。これは病院の薬の成分を市販薬に転用したものということですが、次に新たな医療控除の手続はどうかという質問に、自主服薬の推奨から、厚労省で決められた薬品のうち、薬局等で購入した場合でも、医療費控除の適用を受けるものでありますという答弁がございました。

次の質問では、スイッチO T Cの判断は厚労省のホームページでの確認となるのかの問いに、医薬品や病状については厚労省のホームページで確認していただくことになる。また、特例分については検診を受けていることが前提でありますという答弁です。

また、特例適用利子等が台湾だけなのはなぜかの問いに、今回国交を結んでいない台湾との間で、租税条約に相当する枠組みができたことに伴う措置として法改正が行われ、条例整備を行ったものでありますという答弁でございます。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

次に第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件です。主な質疑は、消費税込みの料金になっているが料金の値下げでは、という質問に対して、条例上は値下げとなるが、利用者側については値段は変わらないという答弁がございました。

また、改正による影響額についての問いに、190万5,000円の減収で、そのうち14万1,000円が消費税額。年度によって変動があるということです。

また、一緒にした場合、町負担がふえないのかの問いに、収入内容によって振り分けるので変わりませんとの答弁がありました。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

次に第49号議案、豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件についてです。

主な質疑として、全員が選任になるのか、また最適化推進委員も町長選任になるのかという問いに、全員が選任で、バランスがとれるように公募したいという答弁がござ

いました。

また新規就農者はこの問いに、認定農業者は全体の4分の1でありますという答弁です。

また、最適化推進委員と農業委員は重複しないのかの問いに、最適化推進委員は農業委員とは別途選出します。また、地域割りなので耕作面積を考慮しますという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決となりました。

次に第51号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件、関係部分のみです。主な質疑は、施設組合負担金の町負担はどのようになるのかという問いに、組合同約に示されている負担割合は、74.73%であります、ということです。

次の質問ですが、施設組合の負担金について、今回の分は新たな業務であり、負担割合の見直しをすべきではないかという問いに、負担金の割合については議論していきたいという答弁です。

また、防災無線個別の状況はどうかの問いに、子局を東地区に19カ所、西地区に11カ所、公共施設に設置を予定していますという答弁です。

個機限定発信できるのか、残余はないのかの問いに、子局の限定はできます、戸別受信機の在庫は考えていきたい、という答弁でございました。

防災無線について自治会の意見は、という問いに、つけるだけでなく活用方法が重要なのではという問いに対して、直接やりとりしていませんが、自治会長で説明していきたいという答弁でございました。

討論なし。採決、挙手多数で可決されました。

次に第9号認定、平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について

でございます。

質疑なし、討論なし、採決では全員挙手で可決されました。

次に第54号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件です。主な質疑として、介護期間の3年とはどういう基準で決められたのかの問いに、一般的な期間として3年としました。

また、4年目以降はどうなるのかの問いに、介護期間としての取得はできなくなります。また、対象者が変わるとどうなるのかの質問に、対象者ごとに新たに発生とみえています、という答弁です。

日数の管理についてはどうかという質問に対しては、申請によって様式を定めデータで管理するという答弁がございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

第55号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件でございます。

主な質疑は、人勧に基づくものというけれども、なぜ議員にも対応するのかの問いに、国も国会議員に対し適用されているので、本町もそれに準じて行うものだという答弁です。

また、なぜ0.2カ月分の改正となるのかの質疑に、職員と全て合わせるためという答弁がございました。

討論なし。採決、挙手多数で可決されました。

第56号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件でございます。

主な質疑は、改正後の影響額はどうかの問いに、平成28年度で14万円、平成29年度で53万円ですという答弁がございました。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

第57号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件でございます。

主な質疑として、職員組合とは協議しているのかの問いに、職員組合とは協議していませんという答弁がありました。

また、扶養手当の改正の意味は何かとの問いに、共働きが多く企業では配偶者の扶養手当の支給は減っています。国が子供に対し手厚くなっていますという答弁でありました。

討論なし。採決、挙手全員で可決されました。

第58号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件です。

質疑なし、討論なし、採決では挙手全員で可決されました。

以上で総務建設水道常任委員会の報告を終わらせていただきます。閉会は午後2時でございます。以上、報告終わらせていただきます。

○議長（福岡邦彬君）

どうも御苦労さまでした。

次に、福祉教育消防常任委員会、管野英美子委員長。報告をお願いします。

○福祉教育消防常任委員会委員長（管野英美子君）

こんにちは。2番、管野英美子です。それでは、平成28年第6回定例会福祉教育消防常任委員会の報告をさせていただきます。

12月9日金曜日9時半から開催されました。委員7名全員の出席、委員外出席としまして高橋副議長に出席いただきました、それでは報告をいたします。

第44号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件、障害者計画等の策定についての調査審議に関する附属機関の設置をするものです。条例の名前を障害者計画とせず、附属機関としているのはなぜかとの問

いに対して、今回から、豊能町附属機関に関する条例が定める町長の諮問機関の中に入れて、公金の適正支出を行おうとするものですとの答弁でした。

コンサル委託が間に合わず、計画策定を次年度に延ばした例が以前にあった。今回はどのような手順を踏んで計画を策定するのかとの問いに対して、少しでも早く準備に取りかけられるように今回補正予算をお願いしていますとの答弁でした。

障害者計画、障害福祉計画、これらの計画の時期や委員の任期は合わせられないのかとの問いに対して、障害者計画は6年間、障害福祉計画は3年間とそれぞれ期間が定められており、食い違う場合もあります。また委員に関しては、来年4月早々に委嘱をし、平成30年3月31日までを委嘱期間とします、との答弁でした。

討論なし。挙手全員で可決されました。

第50号議案、指定管理者の指定について、豊能町立スポーツセンターシートスの指定管理に、株式会社東京ドームを指定するものです。指定管理者の選定に至る経緯、その選定の集計結果等の資料をいただきました。質疑といたしまして、2次審査の結果を見ると、東京ドームの点数が全ての項目で他団体よりも10点から20点ほど上回っている。どこによい点があったのかとの問いに対して、老朽化したトレーニングマシンを2年間で全て入れかえる、有名選手を招いてのスポーツ教室の継続、テニス教室開催日の増加、巡回バスの拡大・充実、町民限定のプール・トレーニングルームの無料開放日の設定など、これらが評価されて高得点に結びついたと分析していますとの答弁でした。

無料開放という企画について、これから年に何回ほど行う予定なのかとの問いに対して、カレンダーによりますが、休日祝日

が月曜日に該当する場合は全て無料開放を行うという提案でした、との答弁でした。

現在の指定管理者制度のもとで、収益はどれくらい上がっているのか、もうかっているなら指定管理料をもっと下げてもらえるのではとの問いに対して、平成27年度実績では、総収入は1億3,780万円です。総支出は1億3,514万6,000円ですから、約200万円の黒字が出ています。現在の協定では、5年間の総利益を集計した半額が町に入ることになっていますが、今回この直近の5年間は、電気代高騰などによって赤字も出していますから、トータルではプラス・マイナス・ゼロになると見込んでいます。ちなみに前回の5年間では、770万円ほど町の収入となりました、との答弁でした。

施設内にある機器にかかる費用は相手持ちなのかとの問いに対して、スポーツ機材に関しては相手持ちになりますが、冷暖房や循環ろ過機などは原則、町の責任において直すこととなります。この点は協定書にも書かれています、との答弁でした。

シートスでは、町内利用者と町外利用者間で料金に差をつけているのかとの問いに対して、プール・トレーニングルームなどの月額利用については、町外利用者には町内利用者の1.2倍の料金をいただいています。ただ、1回利用に関しては、町内町外ともに差はなく、同じ料金設定をしています、との答弁でした。

シートスを指定管理にして10年がたつが、町職員がシートスの運営をしていた時と比べて、どんな点が足りていなかったのか、そのような分析をしているのかとの問いに対して、当時と大きく変わった点を分析すると、サービス内容よりも費用面だと思います。直営のころは年間7,100万円の費用がかかっていたのに対し、指定管理後

は5年間で約8,000万円の経費節減を果たしています。直近の5年間に於いても、直営のころと比べて1億1,400万円の経費が削減されており、特に経費面において大きな効果があったと分析しています、との答弁でした。

討論なし。挙手全員で可決されました。

第51号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件、関係部分のみ。

介護支援ロボットとはどのようなものを導入するののかとの問いに対して、寝ている方を抱きおこしたり入浴サービスを行う際に、介護者が腰を痛めないように軽い力で重いものを持つようにしたロボットですとの答弁でした。

この介護支援ロボットはどこに設置するのかとの問いに対して、祥雲館です、との答弁でした。

消防団活動事業で購入を予定している土地の面積はどれくらいかとの問いに対し、651.54平方メートルですとの答弁でした。

9月の補正予算での説明では、土地購入価格を概算で1,100万円程度と聞いていたが、今回土地購入費として1,580万円と、金額が大幅に上がっている。土地面積や坪単価は変わっていないと思うが、どうしてこれだけ上がったのかとの問いに対して、9月の時点では固定資産税評価額、その後補正予算をお認めいただいて土地の鑑定を行ったところ、その鑑定額がこの価格になったということですとの答弁でした。

討論なし。挙手全員で可決されました。

第52号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件、保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れるもの、昨年度、特定健康診査事業費確定のための、国、府への償還のため補正するものです。

質疑なし、討論なし。挙手全員で可決さ

れました。

第53号議案、平成28年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件、次年度から実施される総合事業に対応するためのシステム整備と、昨年度の介護保険料の余剰分を基金に積み立てるものです。

質疑なし、討論なし。挙手全員で可決されました。

第59号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件。人事院勧告、人事異動に伴う職員の給与費等、一般会計から繰り入れるものです。

質疑なし、討論なし。挙手多数で可決されました。11時40分に終了しました。

以上が、付託された案件6件の審査の報告です。報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

御苦労さんでした。

この際暫時休憩いたします。

（午後1時24分 休憩）

（午後1時26分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第43号議案から第59号議案までの18件に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福岡邦彬君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

西岡義克議員。

（発言する者あり）

○12番（西岡義克君）

13番、西岡でございます。

まず、第54号議案。

（発言する者あり）

○12番（西岡義克君）

個人や。13番言うたやん。

第54号議案。職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。3年連続の人事院勧告であります。人事院は毎年、情勢適応の原則を基準に膨大な調査資料を年次報告書として内閣と国会に提出し、国民への深い理解を求めています。またこのたびの人事院勧告は、給与勧告のみならず。

（発言する者あり）

○12番（西岡義克君）

いや、人事院勧告に関して言うてますねん。どこまで言ったんやったかな。

またこのたびの人事院勧告は、給与勧告のみならず制度の改正の申し入れも含めた広範囲のものであります。しかし今回の54号議案、58号議案とともに、慣例に倣って豊能町の情勢の調査、分析、報告等の資料提出が全くありません。例えば、54号議案では豊能町のこれまでの職員の介護休暇、介護時間の取得実態、東西での家族構成の違いによる介護実態、介護施設の現状と将来予測等々などありません。

また、今回も慣例に従って、国家公務員の参考資料すら出ておりません。これは情勢適応の原則に逆行しています。新自治用語辞典によれば、人事院勧告、人事委員会制度のない地方公共団体は、地方公務員法14条の情勢適応の原則に従って、議会及び長において適切な措置をとるべきであると説明されております。残念ながら人事制度に関しては、議員は専門的な知識に欠けております。そこで情勢適応の原則にのっとり対応をするためには、緊急に学識経験

者による中立公正な職員のあり方検討委員会の立ち上げが必要不可欠であると思います。そしてその委員会の報告を受けて、情勢適応の原則に基づき、議会と長が検討し、報告もしくは申し入れをするべきであると思います。学識経験者による職員のあり方検討委員会の報告なくして適切な勧告措置はとれず、ましてや住民さんの深い理解も得られないのであります。

また一般質問にありましたように、提出順序が意図的であるように思えます。同じ人事院勧告に準ずる議案であるのに、なぜ55号議案が先で58号議案が後なのか。特に不可解なのは、なぜ人事院勧告に全く関係ない議員と特別職を甘いあんこにして出してくるのか。さらに議員の質問に、提出順序は今までの慣例に従って提案したという答弁があったが、慣例では何も変わらないと思います。自分が変わらなければ人は変わらない。職員が変わらなければ町は変わらない。税金で食っている60億最大サービス産業の豊能町の未来は、実に職員にかかっているとんでもない過言ではないのであります。

身の丈に合った行政改革に向け、職員のあり方検討委員会の立ち上げが喫緊の先決議案であると思います。国もそうだから、他の地方自治体もそうだからというのは情勢適応の原則に逆行するわけでありまして。今、国に先駆けて未来の勇気と決断力で取り組むべきであります。

よって、54号議案には反対いたします。

次に、55号議案であります。豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。

人事院勧告による一般職の国家公務員の期末勤勉手当に鑑みて、豊能町議会議員の期末手当も上げるということではありますが、

人事院勧告は議員職の歳費には全く関係のないものであり、無意味であり、提案理由の理解に苦しむものであります。さらに総務建設水道常任委員会での答弁にあったように、議員による定数報酬特別委員会で仮に逆の結果が出ればそれに従うというような、曖昧で軽率な考えでの提案は支離滅裂であり、信念のないこそくなものであり、問答無用であります。豊能町議員として、人のちょうちんで明かりをとるような厚顔無恥なことはできません。よって第55号議案には反対いたします。

次に56号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。人事院勧告による一般職の国家公務員の期末勤勉手当に準じて、町長、副町長、教育長の期末手当を上げるというものであります。55号議案同様、特別職の給与は人事院勧告には全く関係ないわけであり。また豊能町には国家公務員に給与勧告をする人事制度、地方公務員に給与勧告をする人事委員会制度もないわけであり。新自治法用語辞典の給与勧告の説明では、人事院にかわって議会及び長において地方公務員法14条に定める情勢適応の原則に従って適切な措置をとるべきであると書かれております。ゆえに給与勧告をする立場にある長が、自らの給与勧告をするという便乗勧告は御法度であります。これは人のごぼうで法事をするようなもので、到底住民の理解を得られるようなものではありません。よって、今回の第56号議案には反対いたします。

次に第57号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。

人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として民間給与との比較において、一般職の国家公務員の給与について人事院

が国会及び内閣に対して給与勧告をするものであります。豊能町では先ほども申しましたように、人事院にかわって議会と長が地方公務員法14条に基づいて情勢適応の原則に従い、適切な措置を講じなければならないということになっております。もとより給与勧告に関しては、民間企業との給与格差是正が本旨であります。今回は10年後、20年後の公務のあり方を見据えた、能率的で活力のある公務組織を維持し、そのために働き方改革を初めとする人事上の諸課題等について、中長期的視点も踏まえ制度の見直し等の申し出を含めた総合的な取り組みを提案しております。巷間果たして、民間企業は公務員並みなのかという疑問の声もあります。また、比較対象は50名以上の企業だが、その8割以上は100名以上の企業が対象であり、500名以上が全体の4割を占めております。つまり、小規模、零細企業はその対象には入っておりません。その点では、比較するということの有用性と留意点について注意する必要があります。

まあそれは置きましても、今回の議案の最大の欠点は、単に人事院勧告に準ずるだけで豊能町の情勢の調査、分析、報告がない短絡的な提案であります。また、人事院勧告の資料の提供もありません。8月8日の人事院総裁談話や給与勧告の骨子程度は出して説明をすべきであります。

その前に豊能町としては、今回の人事院勧告を起爆剤として学識経験者による豊能町独自の職員のあり方検討委員会を立ち上げ、適正人材による適正業務体系、適正評価による適正給与体系を策定し、持続可能な効率的・安定的な行政運営を確立することが肝心であります。

もう人のふんどしで相撲をとるようなことはやめて、胸を張って勧告を受けられる、

豊能町独自の、人事院にかわる制度を自己確立することが肝心であります。その際、他の市町村に類を見ない人口減による税収減、また平成25年、6年、7年と連続して人件費が町税を上回って、逡増している現状等々を勘案し、また情勢適応の原則に基づけば、平成23年度の国の人事院勧告が東北大震災に給与の減額、勤勉手当をカットしたごとく、豊能町のダイオキシン問題の未解決による未曾有の財政の危機のしんしゃくをしなければならないと思います。さらに人事院勧告に準じてという安直な受けとめではなく、今回の人事院勧告を起爆剤として、頑張る職員が報われる給与体系を確立することが先決であります。

そして人事院が専門家による勉強会の開催や、人事報告を提出して、国民に対して深い理解を求めているように、豊能町の住民に対して深い理解を得ることが大切であります。そのためにも十分な情報の収集と調査、検証のもと、情勢適応の原則に基づき、議会と長が勧告、申し入れをすることが肝心であります。そのためにも、職員のあり方第三者検討委員会の立ち上げは避けて通ることができないわけであり、よって57号議案には反対いたします。

次に第58号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件に対する反対討論をいたします。これまで反対討論をしてきたごとく、今回の人事院勧告に関する議案の最大の欠点は、先ほども申しましたように、地方自治法14条の情勢適応の原則に従って勧告ができない点にあります。国には人事院があり、人事報告書を提出する事務能力、学識経験者による勉強会の開設等々の機能があります。したがっておおむね情勢の適応の原則にのっとり人事院勧告申し入れが可能であります。しかし豊能町にはそれにかわる附属機関がありません。その

ため、検討資料の提出もなく、職員に対して情勢適応の原則による適切な審議対応ができないわけであり、この前の57号議案の反対討論でも申し上げましたように、今回の人事院勧告を起爆剤として、長期で、将来の職員のあり方を考え、多面的に情勢の適応原則にのっとり、根本的な豊能町独自の人事制度の確立が求められています。そのための学識経験者による、中立公正な職員のあり方検討委員会の立ち上げが、身の丈に合った行政改革実行の基本中の基本であります。

情勢が下り坂に向かう兆しは最盛期にあられ、新しい時の胎動は衰退のきわみに乗じると言われております。ダイオキシン処理の解決に向け、未曾有の財源確保を模索する極限のさなか、今こそ新しい胎動を始めるときであります。

第44号議案の提案もさることながら、まず豊能町の持続可能な行政運営に向け、豊能町の附属機関として、職員のあり方検討委員会を即刻立ち上げ、人事院勧告に準じる依存型の勧告ではなく、人事院勧告を参考とした積極果敢な町独自の勧告を職員のために措置することであり、そしてその委員会の結果は徹底した情報公開を実行する中で、行政各部において多くの職員がそれぞれの職務を通じて豊能町民を支えていることを知らしめ、住民の深い理解を得ることとしなければなりません。よって人事院の代行措置がとられない今回の人事院勧告に準じた補正予算には反対いたします。

なお、第59号議案に関しても、人事院勧告に係る補正予算でありますので、反対いたします。

各議員諸君におかれましては、どうぞ反対の意思をおくみいただきまして、よろしくお願ひいたしたいと思っております。以上であ

ります。

○議長（福岡邦彬君）

次に、管野英美子議員。

○2番（管野英美子君）

2番、新風会の管野英美子です。

55号議案、56号議案に反対の立場で討論いたします。

町長以下、特別職や議員の給与・報酬については、町独自で決めるべきであり、今回の補正予算にはその報酬審議会のための予算も入っています。議員の報酬についても、その報酬審議会にお願いすると定数報酬特別委員会でも審議されています。議員報酬等、特別職の給与は人事院勧告に準拠していませんので、町職員と同様に引き上げることは妥当でないと考えます。よって、55号、56号議案には反対いたします。

○議長（福岡邦彬君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番、橋本です。

平成28年度豊能町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論します。

じんかい処理費、広域ごみ処理事業、豊能郡環境施設組合負担金の、豊能町と能勢町の負担率において、見直すべきであるという強い思いで委員会では反対いたしましたけども、今後の負担率について豊能町議会としてしっかり議論いただき、豊能町議会の強い意思表示をお願いし、苦渋の判断ですが賛成討論とさせていただきます。

すいません、51号議案です。申しわけございません。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。永並啓議員。

○8番（永並啓君）

9番、永並啓です。イノベーションとよのを代表し、43号議案、職員の退職管理に関する条例について反対の討論をさせて

いただきます。

制定の趣旨は、営利企業等への再就職をした元職員について、現役職員等に対する働きかけを禁止するものですが、制裁措置再就職情報の届け出は課長級以上としています。法の趣旨とは異なっております。国の規模であれば、次長、課長を該当とすることは理解できますが、本町のような小さな町のレベルであれば、法の趣旨、町の人的関係を鑑み、職員全員を対象とすべきであることから、本条例には反対とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福岡邦彬君）

ほかにございませんか。

討論を終結いたします。これより採決を行います。

第43号議案、職員の退職管理に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：3）

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第44号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（福岡邦彬君）

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第45号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第46号議案、豊能町特別会計条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

第47号議案、豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第48号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第49号議案、豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁

償に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第49号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第50号議案、指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第50号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第51号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第52号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第52号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第53号議案、平成28年度豊能町介護

保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第9号認定、平成28年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(福岡邦彬君)

起立全員であります。

よって、第9号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

第54号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(福岡邦彬君)

起立多数であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第55号議案、豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立9:3)

○議長(福岡邦彬君)

起立多数であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第56号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立10:2)

○議長(福岡邦彬君)

起立多数であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第57号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(福岡邦彬君)

起立多数であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

(発言する者あり)

○議長(福岡邦彬君)

ゆっくり行きましょか。

第58号議案、平成28年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長(福岡邦彬君)

起立多数であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第59号議案、平成28年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立11:1)

○議長（福岡邦彬君）

起立多数であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は2時10分といたします。放送をもってお知らせします。

（午後1時47分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（福岡邦彬君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「定数報酬特別委員会の報告について」を議題といたします。

本件に対する定数報酬特別委員会の報告を求めます。定数報酬特別委員会、川上勲委員長。

○定数報酬特別委員会委員長（川上 勲君）

御指名をいただきましたので、定数報酬特別委員会の委員長報告をさせていただきます。定数報酬特別委員会は平成27年12月18日に設置され、28年1月29日に第1回を開催し、3月24日、9月8日、12月12日の合計4回を開催して、議員の定数と報酬がどうあるべきか協議をしてまいりました。その間、5月21日には、議会基本条例第15条の2に基づき、議員定数報酬に関する意見交換会を開催し、22名の住民に御参加をいただき、貴重な御意見をいただきました。特に定数につきましては、削減という厳しい意見をいただきました。意見交換会で出された意見を各委員が検討し結論を出していくため、十分に時間をかけ、このたび定数報酬特別委員会としての結論が出ましたので報告いたします。

まず定数の件ですが、定数の基準がない中で、初めての方では現状維持の意見が多かったのですが、住民との意見交換後は、定数減やむなしという意見も多くなってま

いりました。12日に開催いたしました第4回委員会では、全ての定数減の意見となり、12名と13名とに意見が分かれましたら、議論の結果定数を2名減の12名とし、平成29年の議員一般選挙から適用することに決定し、議長に報告をいたしました。

次に報酬について、報酬をふやし、若い世代が議会に出てきやすくするということが議会の活性化につながる、あるいは報酬は議員活動に対してのもので、生活給ではない、現在の報酬が妥当である、議員定数と報酬は連動して考えるものなどの意見が出、また住民との意見交換会を経て議論を重ねてまいりました。府下市町村と比べても妥当な金額ではないかという意見もあり、報酬についても明確な基準がない中で、委員会として報酬額は現在のままとし、今年度中に開催されます報酬審議会に議会議員の報酬も審議していただきたいとのことで議長に報告いたしました。

以上12日の委員会をもって定数報酬特別委員会を閉じたものでございます。なお、定数2名減の12名の件についての条例につきましても、報酬審議会の答申が出てから3月議会で提案する予定となります。

以上で定数報酬特別委員会の審査結果の報告を終わります。以上でございます。

○議長（福岡邦彬君）

御苦労さまでした。

日程第3「総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第73条及び75条の規定により、閉会中の所管事務調査を行いたい旨、総務建設水道常任委員会委員長より申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可い

たしたいと存じますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

日程第4「福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第73条及び第75条の規定により、閉会中の所管事務調査を行いたい旨、福祉教育消防常任委員会委員長より申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可いたしたいと存じますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

議会運営委員会及び広報特別委員会の各委員長より閉会中の審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを許可いたしたいと存じますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、閉会中の調査を許可いたします。

以上で、本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、

本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福岡邦彬君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することが決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会の閉会に当たり、町長から挨拶を求められております。これを許可します。
池田勇夫町長。

○町長(池田勇夫君)

皆さん、改めましてこんにちは。平成28年第6回豊能町議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと、このように思います。

12月定例会、非常に多く提案させていただきました。全ての議案に対しまして皆さん方の御理解により御決定をいただきましたことに対しまして、心からあつくお礼を申し上げたいと思います。皆さん方、各委員会でのそれぞれの質疑を十分に還元をさせていただきまして、今後執行に当たりましてはしっかりと職員一同頑張るに当たってまいりたいとこのように思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

ちょうど12月定例会前でしたんですけど、私ちょっと年がたってぼけてるのんと、目が見えなかったもんで、川上議員の35年の表彰をいただかれました。このときに私、川上議員におめでとうさんっていうのを忘れておりましたけれども、閉会で、まことに申しわけないんですけども、35年という長きにわたり、豊能町発展のために御尽力をいただきましたことを心からお礼を申し上げたいと、このように思います。

各議員の皆さんにおかれましても、やは

り35年という長きにわたり、これから先も本町発展のためにそれぞれ議員の皆さんが精いっぱい御尽力をいただきたい、このように思っております。かなりいろいろと、皆さん方とともに、豊能町のためにどうあるべきかということこれから先、議論をしていくのが行政議会の使命ではないかなというふうに私は思っておりますので、その点につきましてもよろしく御理解のほどをお願いしたいと、このように思います。

もう師走、あと10日余りすれば新しいお正月を迎えるようになってまいります。皆さん方には非常に寒くなってまいりますので、お体に十分御自愛をいただきまして、輝かしい新年をお迎えになられることを心から念じまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（福岡邦彬君）

これをもって、平成28年第6回豊能町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもお疲れさまでございました。

散会 午後2時20分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 4 3 号議案 職員の退職管理に関する条例制定の件
 - 第 4 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
 - 第 4 5 号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
 - 第 4 6 号議案 豊能町特別会計条例改正の件
 - 第 4 7 号議案 豊能町税条例及び豊能町国民健康保険税条例改正の件
 - 第 4 8 号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
 - 第 4 9 号議案 豊能町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び証人等の実費弁償に関する条例改正の件
 - 第 5 0 号議案 指定管理者の指定について
 - 第 5 1 号議案 平成 2 8 年度豊能町一般会計補正予算の件
 - 第 5 2 号議案 平成 2 8 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第 5 3 号議案 平成 2 8 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
 - 第 9 号認定 平成 2 8 年度豊能町吉川財産区会計歳入歳出決算の認定について
 - 第 5 4 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
 - 第 5 5 号議案 豊能町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正の件
 - 第 5 6 号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
 - 第 5 7 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
 - 第 5 8 号議案 平成 2 8 年度豊能町一般会計補正予算の件
 - 第 5 9 号議案 平成 2 8 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 定数報酬特別委員会の報告について
- 総務建設水道常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 福祉教育消防常任委員会の閉会中の所管事務調査について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 2番

同 3番